

令和5年2月15日16時00分
近畿地方整備局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者3者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

株式会社電通、株式会社セレスポ、株式会社フジクリエイティブコーポレーション
期間: 令和5年2月15日から令和5年11月14日まで(9ヵ月)
範囲: 近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

株式会社電通外2者の社員等が、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)違反容疑で逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

<取扱い> _____

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL 06-6942-1141

契約課長 山腰 祐司 (内線 2511)

建設専門官 濱口 哲至 (内線 2512)

総務部経理調達課 TEL 078-391-7576

経理調達課長 中川 勝文 (内線 6310)

経理調達課長補佐 野口 道久 (内線 6313)

令和5年2月15日
近畿地方整備局

株式会社電通に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

株式会社電通の元社員は、令和5年2月8日、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注した東京オリンピック・パラリンピックテスト大会の計画立案業務に係る入札における独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)違反容疑で東京地検特捜部に逮捕された。

2. 指名停止措置理由

株式会社電通の元社員が、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)違反容疑で逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

従って、本件については、指名停止9ヵ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：株式会社電通

東京都港区東新橋1丁目8番1号

代表取締役 樽谷 典洋

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和5年2月15日から令和5年11月14日まで(9ヵ月)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(不正又は不誠実な行為)

15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。

令和5年2月15日

近畿地方整備局

株式会社セレスポに対する指名停止措置について

1. 案件の概要

株式会社セレスポの社員は、令和5年2月8日、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注した東京オリンピック・パラリンピックテスト大会の計画立案業務に係る入札における独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)違反容疑で東京地検特捜部に逮捕された。

2. 指名停止措置理由

株式会社セレスポの社員が、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)違反容疑で逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

従って、本件については、指名停止9ヵ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：株式会社セレスポ

東京都豊島区北大塚1丁目21番5号

代表取締役 田代 剛

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和5年2月15日から令和5年11月14日まで(9ヵ月)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(不正又は不誠実な行為)

15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。

令和5年2月15日
近畿地方整備局

株式会社フジクリエイティブコーポレーションに対する指名停止措置について

1. 案件の概要

株式会社フジクリエイティブコーポレーションの社員は、令和5年2月8日、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注した東京オリンピック・パラリンピックテスト大会の計画立案業務に係る入札における独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)違反容疑で東京地検特捜部に逮捕された。

2. 指名停止措置理由

株式会社フジクリエイティブコーポレーションの社員が、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)違反容疑で逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

従って、本件については、指名停止9ヵ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：株式会社フジクリエイティブコーポレーション

東京都江東区青海1丁目1番20号

代表取締役 堀口 壽一

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和5年2月15日から令和5年11月14日まで(9ヵ月)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(不正又は不誠実な行為)

15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。